

ふるさと西ノ島基金条例

(目的)

第1条 西ノ島町の将来の発展並びに西ノ島町が有する歴史的な資産の継承を願う個人又は団体から寄附金を募り、当該寄附金を財源として事業を行うことにより、活力に満ちた地域づくりに資することを目的として、ふるさと西ノ島基金（以下「基金」という。）を設置する。

(対象事業)

第2条 寄附金を財源として行う事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 医療・福祉に関する事業
- (2) 環境の保全に関する事業
- (3) 産業振興に関する事業
- (4) 教育・文化の振興に関する事業
- (5) 災害復旧に関する事業
- (6) その他町長が必要と認める事業

(寄附金の指定)

第3条 寄附者は、前条の事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 収受した寄附金のうち、事業の指定がない寄附金については、町長が事業の指定を行うものとする。

(積立て)

第4条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

2 寄附金の額に相当する額は、基金に積み立てるものとする。

(管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。